

県庁内手続き

情報収集・分析

- 栽培漁業検討会**
- ・水産・海洋技術研究所
栽培漁業担当者
 - ・温水利用研究センター
担当
 - ・事務局 資源増殖班

計画原案作成

- 事務局会議**
- ・水産・海洋局
局長・課長・参事・課長代理
 - ・水産・海洋技術研究所
研究統括官1名・伊豆分場長・浜名湖分場長・富士養鱒場長
 - ・事務局 資源増殖班

業界意見交換

- 関係機関個別協議**
- ・県漁連(県ふぐ漁組合連合会・県遊漁船遊漁船業協会)
 - ・温水利用研究センター
 - ・漁業振興基金
 - ・地域栽培漁業推進協議会(伊豆漁協・いとう漁協・内浦漁協・小川漁協・南駿河湾漁協)
 - ・浜名湖地区水産振興協議会(浜松市・浜名漁協)
 - ・市町村(御前崎市・沼津市等)

基本計画・審議

- 栽培漁業推進協議会**
- ・委員
漁業者 地域栽培漁業推進協議会
浜名漁協組合 等
 - 指定法人 県漁業振興基金
 - 漁業者団体 県漁連指導部
 - 遊漁船団体 県遊漁船業協会
 - 学識 全国豊かな海づくり推進協会・大学等
 - ・県関係機関
局長、水産振興課長、水産資源課長
水技・海洋研究所長
 - ・事務局 水産資源課資源増殖班

第1回検討会 5/17
第2回検討会 6/7
第3回検討会 7/20

第1回会議 7/2

アンケート調査 5月

第2回会議 9/16

個別協議
8-12月

部長報告 10/7
財政協議 10月

第3回会議 11月

第1回協議会 10/20
審議事項
第8次基本計画対象魚種・放流目標数等

水産振興審議会報告
12月

海区漁業調整委員会中間報告(12月)

第4回会議 1月

部長報告 2月
財政協議 2月

第2回協議会 2月
審議事項 第8次基本計画最終案

関係機関文書協議(2月)
協議先 県交通基盤部港湾局港湾企画課、漁港整備課、河川企画課
国土交通省中部地方整備局清水港湾事務所、海上保安庁第三管区海上保安本部長

海区漁業調整委員会諮問(3月上旬)

計画策定・県公報公示(3月下旬)

2 静岡県における栽培漁業の現状と課題について

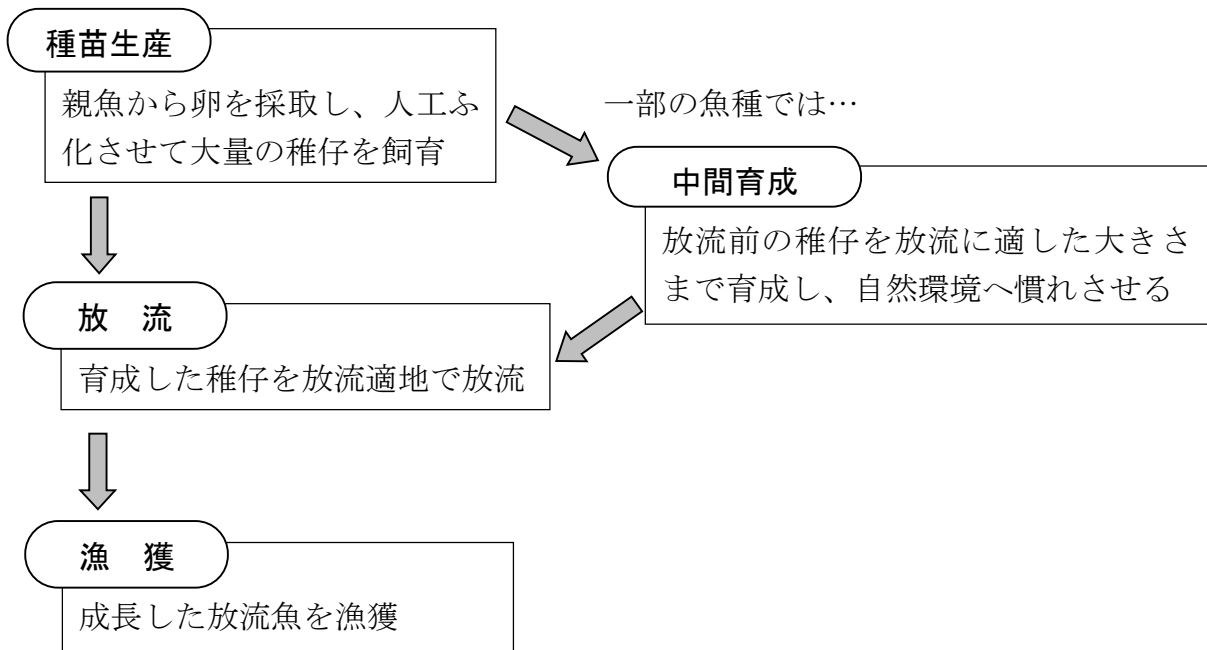
(1) 栽培漁業とは

水産動物は、一般に多くの卵を産むが、その多くは、卵や幼稚仔の時期に他の動物に食べられたりして死亡し、漁獲可能サイズにまで生き残るものは僅かである。

栽培漁業とは、水産動物の減耗が最も多い卵から幼稚仔の時期を人間の管理下におき、生産・育成された種苗を適切な場所と時期に適切なサイズで放流し、放流した海域で適切に管理した上で合理的な漁獲を行おうとするものである。

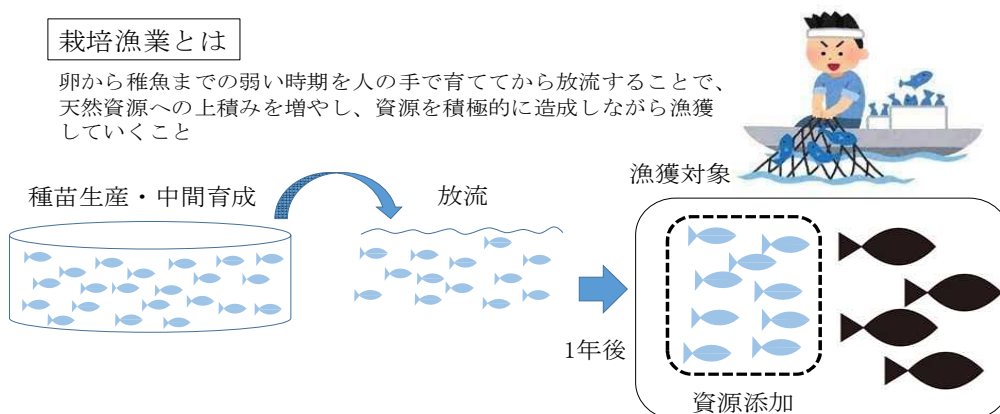
従って、栽培漁業は、対象種の資源への加入量（資源添加尾数）を直接増加させるとともに、放流海域における育成管理を通じて、対象種以外の水産動物をも包括した資源管理を促進し、漁業の生産基盤である水産資源の安定化と増大に資することを目標としている。

【参考】栽培漁業の流れ



栽培漁業とは

卵から稚魚までの弱い時期を人の手で育ててから放流することで、天然資源への上積みを増やし、資源を積極的に造成しながら漁獲していくこと



(2) 栽培漁業基本計画

栽培漁業を推進するための「栽培漁業基本計画」（以下「基本計画」という。）は、沿岸漁場整備開発法（昭和 49 年法律第 49 号）によって規定されており、海区漁業調整委員会の意見を聞いて政令で定めることになっている。また、基本計画は、国の定める基本方針（本年度策定予定）の内容と調和するものでなければならないと規定されている。なお、沿岸漁場整備開発法施行令では、その期間はおおむね 5 年を一期として定めることになっているため、令和 4 年度からの 5 年間を計画の期間とする。

基本計画において定める事項は、表 1 のとおりであり、今回の第 1 回協議会では、**②種苗生産・放流・育成を推進することが適当な水産動物の種類、③その放流数量の目標**の検討を行う。

表 1 都道府県の基本計画において定める事項（抜粋）

	定める事項
①	水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針
②	その種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類
③	前号の種類ごとの水産動物の種苗の放流数量の目標
④	水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項
⑤	②の種類に属する水産動物の放流後の成育、分布及び採捕に係る調査に関する事項
⑥	その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関し必要な事項

(3) 第 7 次栽培漁業基本計画における放流対象種

魚 種	目標放流数	平均放流数 (H27-R2 年 度)	主な種苗生産施設	主な放流主体
マダイ	110 万尾	94 万尾	県温水利用研究センター	(公財)静岡県漁業振興基金
ヒラメ	40 万尾	33 万尾	同上	(公財)静岡県漁業振興基金
トラフグ	15 万尾	9 万尾	同上	県ふぐ漁組合連合会
アワビ類	45 万尾	27 万尾	同上	漁業協同組合

※【参考】(公益財団法人)静岡県漁業振興基金

漁業公害対策と栽培漁業の推進を目的とする公益財団法人。基本財産約 33 億円の運用果実を毎年度の事業資金として、栽培漁業を推進している。基本財産は県が約 48%、県内各漁協が約 52%を出捐している。沿岸漁場整備開発法に基づき、県知事の指定をうけた法人として放流効果実証事業（水産動物の種苗の放流、その経済効果の実証及び成果の普及指導）を実施している。

(4) 静岡県の種苗生産施設

静岡県では、放流用種苗の大部分を静岡県温水利用研究センターにおいて生産し、漁協等に有償で販売している。

同センターは、本所（御前崎市）と分場（沼津市・平成17年度に旧栽培漁業センターを廃止して再編）の2か所体制で運用されており、本所は主として県中部地区から榛南地域に放流する種苗の生産を、分場は主として伊豆地域に放流する種苗の生産を担い、水産業の振興を図っている。

しかしながら、特に分場は老朽化が激しいため、これまで劣化診断や施設のあり方に関する検討会、整備内容に関する検討会を開催し、再整備計画を進めてきた。現在は、種苗生産技術確立のために必要となる量産実証棟の基本・実施設計等を行っており、生産棟の整備についても今後、設計等を実施していく予定である。また、本所についても劣化が進んでおり、詳細な劣化診断を実施するとともに、緊急修繕も行っている。

表2 温水利用研究センターの概要

項目	本所	沼津分場
所在地	御前崎市佐倉	沼津市口野
敷地面積(m ²)	13,350	9,122
建物面積(m ²)	4,647	2,768
水槽面積(m ²)	2,166	1,485
取水量(m ³ /日)	15,000	4,000
組織・職員数	職員数 12人	職員数 4人
	所長 1 — 主任 3 — 生産担当主任 3 研究員 1 臨時職員 4	主任 2 生産担当主任 2
業務内容	<種苗量産> マダイ、ヒラメ、トラフグ、アワビ類、クルマエビ <技術開発> 養殖試験及び新魚種種苗生産(クエ)	<種苗量産> マダイ、アワビ類、 <技術開発> ノコギリガザミ

表3 第7次計画における種苗生産数量(万尾 H27-R2 平均)

	マダイ	ヒラメ	トラフグ	アワビ
目標数量	167	60	15	45
実績	157	52	9	27